

**出雲児童相談所一時保護所
第三者評価 報告書**

令和 7 年度 1 2 月

— 目次 —

第三者評価の実施方法	1
------------	---

● 総評

総評	5
----	---

【第三者評価目次】

第1部 こども本位の支援	10
1. 一時保護施設の理念・基本方針	10
2. こどもの権利・こどもの意向の尊重	13
3. 一時保護施設における権利制限	16
4. 入所しているこどもの権利擁護・権利侵害防止	19
第2部 一時保護施設の環境・運営体制	20
1. 一時保護施設の環境	20
2. 職員体制・職場環境	22
3. 情報共有・関係者間連携	24
4. 関係機関との連携	26
第3部 一時保護施設における支援	27
1. 一時保護施設の運営	27
2. アセスメント・支援方針	31
3. 一人ひとりの特性や課題等への対応	33
4. 一時保護施設からの退所に向けた支援	36
第4部 一時保護施設の管理運営	37
1. 安全管理	37
2. 施設運営計画	40

●評価の方法

2018 年度厚生労働省調査研究事業「一時保護された子どもの生活・支援に関する 第三者評価の手引き（案）」（三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（2024 年度版）」を用いて、次の方法で実施した。

・職員自己評価

64 項目について、一時保護所職員それぞれに自己評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。

・子どもアンケート

アンケート実施期間内に当該一時保護所へ入所中のこどもに対してアンケートを実施した。評価機関で回答を集計し、結果とした。

・事前準備資料

評価に必要と思われる次の資料を施設から事前提出を受けた。

（施設概要、組織図、業務分掌、平面図、こどもに対する説明資料等）

・訪問調査

- （１）一時保護所概要確認
- （２）施設見学
- （３）自己評価項目について聴き取り（管理職等）
- （３）職員ヒアリング（正規職員等）
- （４）申し送り会議への立ち合い
- （５）フィードバック

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

【評価ランクの考え方】

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

総評

2025年11月27日(木)～28日(金) 実地調査実施分

総 評

(特色)

- 出雲児童相談所は、出雲市、雲南市、仁多郡、飯石郡を管内としています。子ども（18歳未満）を取り巻くあらゆる相談に応じ、一時保護所への入所保護が必要と認められた子どもへのより最適な支援の取り組みが行われています。

昭和35年12月、出雲市今市町に開設され、昭和59年に現在（出雲市小山町）へ移転されています。

施設の老朽化や入所環境の整備のため、令和9年度の新築移転（出雲市斐川町）の計画が進められています。

『基本理念』

- 1) 安心・安全：子ども達が心身ともに安らげる環境をつくる
- 2) 聴取：子ども達の意見や気持ちに耳を傾け、一緒に考える
- 3) 個性尊重：子ども達の個性を尊重した支援をおこなう
- 4) 協調：児童相談所すべての職員と力を合せて支援する
- 5) 自己努力：子ども達の支援の向上を目指して、日々の研鑽を重ねる

「基本理念を踏まえた取り組み方針」

- ・ 児童への温かい言葉かけ、安心して生活できる環境の整備、生活な衣類の提供、温かい食事の提供等によって、児童が安心・安全に生活できる環境をつくります。
- ・ 一時保護所において、子どもの権利が守られることは重要であり、子どもの意見が適切に表明されるよう配慮します。
- ・ 子どもは一人ひとりが違うということを念頭に置きます。
- ・ 障がい児や非行傾向のある子ども等、課題を抱えている子どもに必要なことについて、他係と共有します。
- ・ こどものために、声を上げていくことが大事です。
- ・ こどものために、必要なことについて、他係と共有します。
- ・ 所内・所外の研修に積極的に参加し、学ぶ姿勢を持ち続けます。
- ・ 学んだことは職員同士で共有し、日々の支援に活かしていくよう努めます。

(優れている点)

- 小規模な児童相談所の利点を活かし、相談部門と一時保護所の職員間の情報共有・連携による子どもへの支援が行われています。

○こどもたちの健康管理、学習指導、安心・安全な生活日課の運営に向けて、一時保護所への看護師、学習指導員の配置等による、一人ひとりのこどもの特性に合った健康管理や学習等が行なわれています。

また、調理員による一週間の献立が作成され、調理員による手づくりの健康への配慮も行われた食事の提供が行われています。

○こどもの意見表明の支援

こどもへの生活アンケートの実施が行われ、日常生活の支援に活用した取り組みが行われています。

こども4つの権利条約（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）の中の自由に意見を表明する権利（意見表明支援）への取り組みとして、今年度から島根中央児童相談所一時保護所において「アドボケイト」体制が確立され、こどもの意見や思いに寄り添う等の必要な支援に向けての取り組みがスタートしています。

導入に向けて、職員への周知や体制についての検証が行われています。

（改善が望まれる点）

○①保育士の職員配置がないため保護所内での乳幼児への適切な保育は望めない状況にあるため乳児院や里親への委託保護となる場合が多くなっていますが、一時的に保護所で対応せざるを得ない場合の為、必要最小限の対応可能な備品等の準備に期待します

②障害の程度に応じては保護所内での対応が難しい状況もあり、障害特性に応じた施設等への委託を予定される事が多いようですので、保護所内での対応がどの程度までであれば対応出来るのか検討会が開催されていますが、県内4保護所内での検討出来ると良いと思います。

③性的アイデンティティに配慮が必要な子どもに対しての対応につきましても、その時点での対応と思われます。事前の手順等の整備に期待します。

④重大事件に係る触法少年に対して児童自立支援施設の利用を基本としていますが、職員の付き添いが必要である等の課題があります。

県内の児童相談所・一時保護所との連携した適切な対応の取り組みが効果的と考えます。

○一時保護所間の連携や緊急時の相互支援等が発生した場合の的確な対応を円滑に実施されるためにも、①～④までの対応に対しての島根県内4保護所が協力し合い、統一した対応マニュアルの作成を目指して頂きたいと考えます。

○委託保護を活用することで過不足なく一時保護が実施できているようですが、未就学

児や障がいのある子ども、重大事件に関わる子ども等についても、緊急時に一時保護所において保護できるような体制整備を検討されることを期待します。

○「一時保護中の原籍校登校」については、管内が広域であることや人員配置の関係もあり行われていません。会計年度任用職員による登校の送迎等も考慮し、希望する児童に対しては可能な限り対応される事に期待します。

○職員配置基準上は定員に応じた職員数ですが、定員児童数に達した場合には現在の配置基準度では職員数が不十分になると思われます。

相談部門をはじめとする児童相談所本体にも負担となりかねません。

正規職員の力量や負担に頼る運営とならない為にも、正規職員と会計年度任用職員のバランスも考慮した定員数に見合った一時保護所の職員配置の早期見直しに期待します。

取組み主体	課題、取組むべき事項の提案
職員	<p>○こどもへの支援等に関するそれぞれの服務要領に基づき、研修も行われていますが、新規の会計年度任用職等の知識や経験が少ないことから、多様化する特性や困難を持つ子どもへの支援に向けた質の向上に向け、職場内における日常的なＳＶに加えて、職員一人ひとりへの年間研修計画への参加による習得等に基づいた、こどもへの一時保護所業務の実践に期待します。</p> <p>○職員の方々は、一時保護所運営に専門性を持ち、保護所の目的を遂行しようと日々取組んでおられます。国の一時保護政策の向上、改善のために必要な現場の意見を発信して頂きたいと思います。</p> <p>○会計年度任用職員の割合が高く、正規職員の負担が増大しています。経験の多い正規職員の育成と割合を増やす取り組みに期待します。また、組織的に充実した研修体制、人材育成に向けても職員配置の見直しを望みます。</p>
児童相談所（一時保護所）	<p>○こどもにとって最善の一時保護所となるよう、児童相談所に併設されていることのメリットを最大限に活かした運営を心掛けて頂きたいです。</p>

	<p>○こどもの最善に向けたチーム連携の組織運営に向け児童相談所の理念・基本方針の原点に、立ち戻るための定期的な振り返りの機会を設定される事も良いと思います。</p>
設置自治体	<p>○現在夜間は会計年度任用の夜間児童指導員の体制ですが、こども達の夜間の行動観察を充実させるためにも、正規職員の増員を検討して頂き夜勤対応も可能な人員配置に期待します。また、組織的に充実した研修体制、人材育成に向けても職員配置の見直しを望みます。</p> <p>○現状の一時保護所の経験の多い正規職員の質の高さと過剰な負担によるところが多く見られます。 抜本的な改善が必要と思われます。</p> <p>○看護師、教員免許取得の人材確保に加えて、体制を更に充実するための人材確保（保育士等）に加えて、人材育成に向けた研修の充実を図るために、研修参加が難しい状況が発生している場合は、職員配置の見直しや増員等の必要性についての検討に期待します。</p> <p>○県内の４つの一時保護所で必要な各種マニュアルを再度点検し、統一された雛形を作成される事に期待します。</p> <p>○委託保護を活用することで過不足なく一時保護が実施できているようですが、未就学児や障がいのある子ども、重大事件に関わる子ども等についても、緊急時に一時保護所において保護できるような体制整備を検討されることを期待します。未就学児も含めて必要な児童については、委託のみに頼らず、一時保護所で保護できる体制を整備される事に期待します。</p> <p>○夜間休日の緊急対応については、副所長、相談支援課長２人の合わせて３人が１週間ごとに公用携帯を持ち、第一報の連絡を受ける体制になっていますが、これに変わる電話相談専用職員の配置等の体制の導入、若しくは特別勤務手当の検討に期待します。</p>
国	<p>○現在の一時保護所を取り巻く国の対応は、児童人口の多い都市部を中心に考慮されており、職員の配置基準や予算規模が地方自治体の実態は考慮されていないように取れます。</p>

	<p>人口やその規模に応じ各自治体がフレキシブルに運営できる制度改定を望みます。</p> <p>○子ども（小・中学生）の不登校、いじめ、家庭内暴力等への減少に歯止めがかからない社会の現状であり、全ての子ども達が安全で安心な生活が保障される国づくりに早急な対策が望まれます。</p>
--	--

第1部 子ども本位の支援

1. 一時保護施設の理念・基本方針

項目	評価項目	評価
No. 1	一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか	A
1-1	一時保護ガイドラインを踏まえ、一時保護施設としての理念・基本方針を明文化している	○
1-2	理念・基本方針が職員に周知している	○
1-3	一時保護の目的（こどもの権利擁護・安全確保・アセスメント）に即した理念・基本方針としている	○
1-4	入所しているこどもの権利擁護、こどもの意見又は意向を尊重した運営をしている	○
1-5	入所するこどもの多くは権利侵害を受けてきていることを念頭に、一時保護施設はこどもの安全・安心を確保するとともに、こどもの心身の安定化を図る場でもあるという認識のもとに運営している	○
1-6	入所しているこどもの権利擁護、こどもの意見又は意向を尊重した運営をしている	○
No. 2	こどもとの関わりにおいて、こどもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
2-1	一時保護施設での受入れ適否や所内での対応について、こどもの安全の視点で判断している	○
2-2	こどもをあたたく迎え入れている	○
2-3	こどもを一人の人間として尊重した接し方や対応をしている	○
2-4	こどもが安全感や安心感、信頼感を持てる養育や支援を行っている	○
2-5	保護者との分離や喪失等を体験したこどもに対して適切な支援・対応を行っている	○
2-6	こどもが見られたり、知られたくないと感じることに対して、プライバシーに配慮した対応や工夫をしている	○
2-7	こどもが職員に監視されていると感じないようなかわりをしている	○
No. 3	相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか	A
3-1	主訴の背景に隠れた虐待等の不適切な養育がないかという視点を入れた行動観察を行っている	○
3-2	こどもの支援にあたって、一時保護施設全体でトラウマインフォームドケアの視点・考え方を共有している	△
No. 4	こどものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	A

4-1	「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えている	○
4-2	こども自身が自分の想いを表現する機会を多くつくり、自分の想いを受け止めてもらえる体験を通して、自己表現を促している	○
4-3	こどもの良い面を承認できるような生活支援を行い、興味や関心を持てる活動に取り組めるよう 物品（おもちゃや本等）や時間が確保されている	○
4-4	こどもが一時保護解除後の生活を前向きにとらえられるように支援を行っている	○
No. 5	個別支援を適切に行っているか	A
5-1	こどもの状況やニーズを踏まえた個別支援を行っている	○
5-2	集団生活において個々のニーズに応じた個別支援を行っている（一律的な対応になっていない）	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）	
<p>○「一時保護所のしおり」、「一時保護所のおやくそく」を用いて、一時保護所で安心して過ごせる場としての生活ルール等の案内に加えて、あなた（こども）は、大切な存在であり、心配事や困った場合は、いつでも相談して欲しい旨の説明が行われています。</p> <p>○一時保護所は、居室（男子・女子の4室混合棟）、トイレ（男女別）、お風呂（男女兼用）、学習室・食堂の兼用室）、娯楽室、体育室、砂場等の建物・設備の環境において、清潔な衣類の提供、清潔を維持するための保護所内等の日々の清掃、調理員による温かい食事の提供等、入所のこども達の日常生活の支援が行われています。</p> <p>○児童居室は4室で、緊急時には娯楽室1室を居室として使用することとされているため、各室定員3名×5室（居室4、娯楽室1）で定員15名の運用となっています。居室、娯楽室5室での生活は、入所児童が多くなると同部屋となりプライバシー等への配慮は、困難となりますが性別、年齢、特性等を考慮した居室入所での対応となっています。</p> <p>○こどもの意見・要望等の適切に表明できるための相談方法や相談窓口の開設等が行われ、気軽に相談して欲しい旨等について、入所時にケースワーカー（児童福祉司）、児童心理司から丁寧な説明が行われ、入所後は、児童指導員等による一時保護所でのこどもへの権利の遵守等についても日常生活の中で説明する等による支援が行われ</p>	

ています。

○入所時の対応として、身体（傷、打撲等）の確認が行われ、医療機関への受診等が必要な場合の対応や相談支援課（ケースワーカー）判定保護課判定係（児童心理司）からの過去の心の傷的な体験等の心理的、身体的なトラウマ反応等の情報共有を図り、その後の行動観察による個別支援への対応に活かされています。

○一時保護所運営は、判定保護課（児童心理司、学習指導員、看護師、調理員、児童指導員、夜間等児童指導員）の体制による組織運営が行なわれ、児童相談所の相談支援課のケースワーカー等による外部対応（家庭、委託事業所、里親、学校等）の各種の情報共有によるこどもへの支援等が行われています。

（優れている点）

○一時保護所（判定保護課）と児童相談所（相談支援課）が同一敷地、同一建物内にあることから相談支援による受け入れ時の迅速な対応の実施から受入れ後の日常生活に於けるこどもの言動、行動、思考、体調状況等の各種情報の共有が同一敷地の日常業務中で行われる状況にあり、一時保護所担当と相談支援課等の相互の連携業務が容易であることから、こどもや保護者等への対応や円滑な業務運営が行なわれる環境が整えられています。

○チャット記録や朝夕の引継ぎミーティング（日々、相談支援課のケースワーカー等の参加）による児童指導員と夜間等児童指導員の意見交換やすり合わせが職員間で意思疎通が行われる等、それぞれの役割・機能（当日の対応含む）を相互理解した業務運営が行なわれています。

（改善が必要な点）

○一時保護所としての基本方針としての理念・基本方針が入所を必要とする児童やその保護者等に加えて、一時保護所の機能、役割を地域社会の更なる理解や支援を深める取り組みとして、ホームページ、一時保護所のしおりやホームページ掲載内容等、安心して過ごせる場である旨の工夫に期待します。

（今後の取り組みに関する提案）

○令和９年度に現在の児童相談所（一時保護所）は、新規建設による移転計画が進んでいます。

居室も男女それぞれに５室（全体で１０室）の建設予定とされていますが、全国的に増加する家庭内虐待、不登校等のこどもへの被害の防止対策に地域社会の取り組みに

も期待します。

○入所のこどもの日常生活の中で、思考や言動、行動及びその背景等の洞察・観察力を更に充実するために、こども一人ひとりの特性等の日常的な家庭生活状況や要因等を深堀するための一時保護所担当者（夜間等児童指導員含む）業務の実践的な「トラウマインフォームドケア」等の実践的な研修の取り組みに期待します。

2. 子どもの権利・子どもの意向の尊重

項目	評価項目	評価
No. 6	こどもの権利について、こどもに対して適切に説明しているか	A
6-1	こどもの権利について、こどもの年齢や理解に応じてわかりやすく説明している	○
6-2	こどもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明している	○
6-3	一時保護の決定に関する意見の申立ての方法等に関してこどもの年齢や理解に応じて説明を行っている	○
6-4	一時保護中の生活に関する意見の申立ての方法等に関してこどもの年齢や理解に応じて説明を行っている	○
No. 7	こどもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか	A
7-1	こどもが意見・要望・苦情等を表明しやすくなるような対応や配慮を行っている	○
7-2	こども会議等、こどもの意見を聞く場がある	△
7-3	一時保護施設職員による定期的な個別面接を行っている	○
7-4	こどもと児童福祉司や児童心理司等との面談が行われるようサポートしている	○
7-5	意見形成・意見表明を支援する仕組みについて、実効性のある取組みとなるよう、適宜見直しを行っている	○
No. 8	こどもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか	A
8-1	意見表明等支援事業の仕組みを一時保護施設職員が理解している	○
8-2	意見表明等支援事業が、入所中の全てのこどもにとって使いやすい仕組みになっている	△
8-3	意見表明等支援事業以外にも、外部の第三者に相談できる仕組みがある	△
No. 9	保護開始にあたり、こどもに対して適切に説明し、理解を得ているか	A

9-1	一時保護の理由や目的、一時保護施設での生活等について、こどもの年齢や理解に応じてわかりやすく説明し、理解を得ている	○
9-2	一時保護の決定にあたり、こどもの意見や意向を聞いている	○
No. 10	保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、こどもの意向を十分に聞いているか	A
10-1	保護期間中に、定期的かつ必要に応じて適宜、こどもに対して、現状や見通しについて説明をしている	○
10-2	児童福祉司等が説明した内容についてのこどもの意向を、一時保護施設職員が聞き取りしている	○
No. 11	保護解除について、こどもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A
11-1	一時保護の解除にあたっては、こどもの意向や意見、気持ちを十分に聞いている	○
11-2	一時保護解除時期や解除後の生活等について、こどもや保護者等の意見等を踏まえた検討を行っている	○
11-3	一時保護解除時期や解除後の生活等についての検討には、一時保護施設職員も参画している	○
11-4	一時保護解除の理由や解除後の生活等を十分に伝え、こどもが納得できるよう対応している	○
No. 12	こどもからの聞き取り等にあたり、こどもへの配慮や説明等が適切に行っているか	A
12-1	こどもからの聞き取りにあたっては、こどもの人権等への配慮を十分に行っている	○
12-2	こどもが安心して話せるよう配慮している	○
12-3	こどもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司、児童心理司と共有することを説明している	○
No. 13	こどもの援助指針（援助方針）等に対するこどもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか	A
13-1	こどもの生活に関する今後の方針の検討に、こどもが主体的に参画し、自己決定していくことができるよう支援を行っている	○
13-2	援助指針（援助方針）等に対するこどもの意見や意向等について、具体的な内容を記録している	○
13-3	こどもの意見や意向等を尊重した対応を行っている	○
13-4	こどもの意見の反映状況について、速やかに内容と理由を丁寧かつわかりやすくこどもに説明している	○

13-5	こどもの意見又は意向と異なる方針決定を行う場合、その理由についてこどもが理解できるように説明している	○
No. 14	一時保護施設での生活等に対するこどもの意見に対し、適切な対応を行っているか	A
14-1	こどもから出された意見等に対して、速やかにこどもにフィードバックをしている	○
14-2	こどもから出された意見等を受け止め、こどもがまた意見を出そうと思える対応をしている	○
14-3	意見箱等匿名で出された意見の考慮・反映の結果について、意見を出したこどもに配慮しながら、丁寧かつわかりやすくフィードバックしている	○
14-4	こどもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組みが行われている	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）	
<p>（現状）</p> <p>○一時保護所への入所時には、一時保護所のしおり（児童相談所ってどんなところ？）及びあなたへのお知らせ（権利ノート）、保護の目的等が、相談支援課（ケースワーカー）、判定保護課判定係（児童心理司）によるこども・保護者等への丁寧な説明が実施され、入所後に一時保護所担当者による日常的な支援において、こどもの意見を尊重する旨の説明による理解を深める取組みが行われています。</p> <p>○こどもの意見・要望が気軽に話せる環境として、意見箱の設置（児童相談所、一時保護所）及び日常の日課等で知り得たこどもの思いを支援・指導に活かす取り組みににつながられています。</p> <p>また、児童心理司による面談によるこどもの心の動きの洞察や本音を聞き出す対応等が行なわれており、多様な角度から知り得たこどもの思いを複合的に共有した支援・指導にも活かされています。</p> <p>○一時保護所担当（児童心理司、児童指導員、夜間等児童指導員等）の朝夕のミーティング（こどもの行動観察内容や注意事項、担当業務の確認等の引継ぎ等）へ相談支援課（ケースワーカー）が参加され、こどもの生活状況、意向や家族の意向等の情報共有が行われています。</p> <p>（優れている点）</p> <p>○判定保護課と相談支援課の間において、日常的なこどもや保護者等の意見・要望（電</p>	

子化による児童記録や援助記録等の相互確認）や判定会議（援助方針や一時保護継続・解除等の内容やスケジュール等）の情報共有が容易であり、こどもへの適切なフィードバックや説明が行われる体制が整えられています。

（改善が必要な点）

○一時保護所職員間におけるこどもの意見表明等の受け止め方や支援等の在り方等について、経験や知識による差異が生じないよう、職員間の相互の意識統一を行いチームで対応する意識の醸成が大切となります。

（今後の取り組みに関する提案）

○入所のこども（家族含む）への一時保護所の理念・基本方針や施設環境（施設案内等）によるこどもへの支援等について、地域社会へ広く公表される取り組みに期待します。

○定期的なこどもからの意見表明の場としての「こども会議」の取り組みは、ありませんが、朝の会、日常生活及び児童アンケート等によるこどもの意思表示への支援対応が行われています。

意見表明支援事業であるアドボカシー（外部の第三者への意見表明等）の取り組みとして、島根中央児童相談所での先行導入が今年から始まり、そのための研修や準備が進められています。

3. 一時保護所における権利制限

項目	評価項目	評価
No. 15	通信、面会等に関する制限は適切か	A
15-1	通信、面会等に関する制限は、こどもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっている	○
15-2	通信、面会等に関する制限を行う場合には、制限が必要である理由についてこどもに説明している	○
15-3	保護者との通信、面会等について、あらかじめこどもの意見や意向を確認している	○
15-4	通信、面会等に関する制限を行う場合には、理由や経過等について記録している	○
15-5	通信、面会等に関する制限について、こどもや保護者の状況等を踏まえ、その必要性について定期的な点検・見直しが行われている	○

No. 16	一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか	A
16-1	生活上のルールは、正当な理由なくこどもの権利を制限するものとなっている	○
16-2	正当な理由がある場合にやむを得ずこどもの権利の制限をせざるを得ないルールについて、その理由をこどもに説明し、こどもの理解を得ている	○
16-3	一人のこどもの個別事情を理由に、他のこどもの権利の制限をしていない	○
16-4	ルールがこどもの安全や福祉の確保の観点から正当な理由に基づくものか、定期的に点検・見直しを行っている	○
16-5	こどもが参画した議論の場（こども会議等）の活用により、こどもの意見を踏まえたルールの点検・見直しを行っている	○
16-6	生活上のルールもこどもの権利制限に該当し得ることを、職員が認識している	○
No. 17	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
17-1	懲罰的な目的で、こどもを集団から分離する個別対応を行っていない	○
17-2	こどもの意に反して集団から分離する場合、行動制限は合理的な理由に基づき最小限にしている	○
17-3	こどもの意に反して集団から分離する場合、こどもにその理由を説明している	○
17-4	こどもの意に反して行われる集団から分離した支援においても、生活の質が維持され、こどもの権利が守られている	○
No. 18	合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか	A
18-1	こどもが私物を所持できることを基本としている	○
18-2	やむを得ずこどもの私物の持ち込みを禁止する場合、その理由についてこどもにきちんと説明している	○
18-3	スマートフォン等の通信機器について、こどもの安全確保上支障がない範囲で利用が可能となる工夫について、こどもと話し合い、こどもと職員がともに考えている	△

現状と課題（良い点、改善が必要な点）
（現状） ○一時保護所での生活ルール及びこどもや保護者等の面会や電話連絡、手紙の要望等に

についての説明は、入所時に相談支援課（ケースワーカー）、判定保護課判定係（児童心理司）による説明が行われ、入所要因等を考慮する等、こどもの人権を十分配慮した適切な対応が行われています。

○入所後には、一時保護所担当者よりの日常の支援業務での確認等が実施され、各居室は配備された「一時保護所のしおり」において、日常生活のルール等の説明が丁寧に行われています。

○入所時に、こどもの持ち物が確認され、スマートフォン・タブレット端末、ゲーム機等及び危険物であるハサミやカッター等の刃物の持ち込みが出来ない理由（出雲児童相談所入所しおり資料）等の説明が行われています。
持ち込みが出来ないものは、保護者に持ち帰ってもらうか退所の返却まで一時保護所において、預かり物として保管されています。

○家族等からの面会や連絡については、事前に一時保護所職員へ連絡が入った場合は、相談支援課へ情報提供する等、その後は、主旨確認等の必要性を踏まえた対応が行われています。

○一時保護所内の集団生活に於ける個別対応が必要な自傷・他傷行為のこども、無断外出の繰り返す可能なこども、性被害を受け情緒が不安定のこども、接法少年等のプライバシー保護が必要なこども等へ「個別対応実施計画書」が作成され、児童相談所の一時保護所担当の職員が共通の認識を持ち、一時保護所の通常の個室による懲罰的なものではない個別日課等による支援等が行われています。

（優れている点）

○入所のこどもの発達状況（乳幼児、児童、中・高校生）を考慮した施設内の生活ルールや1日の日課（起床、食事、学習、自由時間、就寝等）が設定され、こどもとの朝の会での相談・要望等の把握による支援対応やこども一人ひとりの特性を踏まえた日課の見直し等による柔軟な支援の取り組みが行われています。

（改善が必要な点）

○児童相談所職員として最重点の取り組みである虐待防止（児童福祉法33条の遵守）等に向けた職員研修の実施や職員間での日常的に確認が行われていますが、正規職員、会計年度職員の全てが標準的な一時保護所研修カリキュラム研修等の受講を必須として受講する等の取り組みに期待します。

(今後の取り組みに関する提案)

○小・中学校においてもタブレット端末を利用した学習が進められている現状であり、一時保護所内の学習支援において必要となる場合について、保護所内での使用や通信設備の充実等について検討も必要な時代となりました。学習の可能性や必要性等について、地域の教育委員会等々の調整等の対応もご検討ください。

4. 入所しているこどもの権利擁護・権利侵害防止

項目	評価項目	評価
No. 19	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	A
19-1	こどもに被措置児童等虐待とは何かを具体的に説明している	○
19-2	被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に連絡ができることについて、あらかじめこどもに説明している	○
19-3	こどもの権利が侵害される事態が生じたときの対応を適切に行っている	○
19-4	被措置児童等虐待の防止に努める研修等の取組み等を行っている	○
No. 20	こども同士での権利侵害（暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等）の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	A
20-1	こども同士での権利侵害が起こらないように、こどもへの権利教育を行っている	○
20-2	こども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えている	○
20-3	こども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保している	○
20-4	こども同士での権利侵害等、こどもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組みを行っている	○
No. 21	国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか	B
21-1	入所しているこどもの国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしていない	○
21-2	文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違い等を尊重した対応をしている	○
No. 22	多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか	B

22-1	多様な性的指向やジェンダーアイデンティティのこどもがいることを前提とした生活環境や支援等の準備をしている	△
------	--	---

現状と課題（良い点、改善が必要な点）	
<p>（現状）</p> <p>○被措置児童等虐待対応ガイドライン（令和7年：こども家庭庁）の基本的な視点、留意点等に基づいた日常生活におけるこどもへの支援が行われており、一時保護所内で被措置児童等虐待防止に努める研修は行われています。</p> <p>○入所時において、「児童相談所のしおり」、「あなたへのお知らせ（権利ノート）」等に明文化された一時保護所の日常生活の中で、困った時（被措置児童等虐待含む）場合は、児童相談所職員への相談をして欲しい旨や郵便での島根県のこども相談係へ申し出ることが出来る旨を説明されています。</p> <p>○児童居室は4室で、緊急時には娯楽室1室を居室として使用することとされており、最大各室定員3名×5室（居室4、娯楽室1）定員15名の運用となっています。各居室ごとの男女別での居室対応が行われています。</p> <p>夜間等、児童指導員（2名配置）で対応されています。</p> <p>（優れている点）</p> <p>○人権研修は、正職員及び夜間等児童指導員全てに計画的な人権研修（こどもの人権等）が実施され、こども同士の権利侵害の防止や一時保護所職員として、全てのこどもの人権尊重等に向け「子どもの権利の4原則」等の権利の保障に向けて、地域活動の中心的役割（児童相談所）として取り組まれています。</p> <p>（改善が必要な点）</p> <p>○国籍（文化、宗教、食事等含む）の違い、LGBTQ（性的指向）及び多様化する社会的な文化の中でのジェンダー指向のこどもの一時保護所への入所がありませんが、対応に苦慮する可能性が秘められています。</p> <p>その対応内容等に向けた検証や環境の準備及び職員の支援に向けたスキル向上の取り組みに期待します。</p> <p>（今後の取り組みに関する提案）</p> <p>○社会の変化等、国籍の違いやジェンダーレス化、ジェンダーバイアス等、男女間の格差を無くし、社会的な平等の権利の遵守、差別や偏見をなくす公平な社会を目指す取り組みとして、外部研修への参加及び日常業務の中でのスーパーバイズ等による実践</p>	

的な研修に期待します。

第2部 一時保護施設的环境

1. 一時保護施設的环境

項目	評価項目	評価
No. 23	一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか	A
23-1	一時保護施設の設備及び運営に関する基準における設備の基準等を満たすよう努めている	○
23-2	ユニットを整備している	○
23-3	個室を提供している	△
23-4	複数のこどもでの利用が可能な居室を設けている	○
23-5	定員超過が慢性化した状態とはなっていない	○
No. 24	一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか	A
24-1	こどもにとって安心できる、居心地の良い生活環境を確保している	○
24-2	こどもの生活空間のプライバシーに配慮している	○
24-3	日常的に清掃等がされ、衛生的な環境を維持している	○
24-4	家庭的な環境となるよう工夫している	○
24-5	生活環境として必要な設備や什器備品等を整備している	○
24-6	必要な修繕等を行っている	○
24-7	生活場面の中で閉塞感がないよう工夫している	○

(現状)

○児童相談所と一時保護所が同一建物として、昭和59年に新築された木造平屋建ての居室は、畳の部屋の個室対応で、男女混合棟でされた生活空間が確保されており、娯楽室、厨房、食堂（学習室兼）、浴室、男女別トイレ、洗濯室、体育館等、清潔感のある施設として運営が行われています。道路整備等で縮小していますが、同一敷地内へ屋外運動場も用意されています。

(優れている点)

○日常的に清掃も行き届き清潔な生活空間になるよう努められています。

周辺に住宅も多く有りますが、居室等、外部からは部屋の中は見えない工夫が行う等、外部を気にする等の生活への配慮が行き届いています。

○入居室のドア（内2室は内鍵付き）には、安全性を確認する為の上部に小さな点検

口が設置され、プライバシー保護や監視されている感の無い工夫が行われています。

（改善が必要な点）

○児童居室は4室で、緊急時には娯楽室1室を居室として使用することとしているため、各室定員3名×5室（居室4、娯楽室1）定員15名の男女混合棟の建設は、41年前の建物であることから、地域の社会事情も大きく変化した現在において、男女及び異年齢、プライバシー保護等、入所事情の観点から居室選択に職員の皆さまが多様な角度で検証・検討される等の対応が継続しています。

○乳幼児の緊急一時保護が発生した場合、衣食住の必要な場面を想定した準備や支援内容等の実践的な対応に向けた取り組みに期待します。

（今後の取り組みに関する提案）

○全国で痛ましい乳児への虐待行為が発生している現状から緊急的な一時保護の可能性は排除できない現状と考えます。

乳児院等への委託までの環境整備の検討に期待します。

2. 職員体制・職場環境

項目	評価項目	評価
No. 25	管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか	A
25-1	管理者が一時保護施設の管理・運営をリードするための環境・体制が整っている	○
25-2	管理者のマネジメントのもとで管理運営を行っている	○
25-3	スーパーバイズの体制が整っており、指導教育担当職員が適切なスーパーバイズを行っている	△
25-4	管理者と指導教育担当職員は、基準に定められた研修を受けている	○
No. 26	一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか	A
26-1	受入れをすることの人数、年齢、状況などの実態に応じた必要な職員を配置している	○
26-2	直接支援にあたる職員は保育士や児童指導員の任用要件を満たしている	○
26-3	専門性を要する役割には、必要な能力・資格を有する職員が配置されている	○

26-4	各職種の役割や権限、責任が明確になっている	○
No. 27	一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか	A
27-1	夜間に 2 人以上の職員がいる	○
27-2	ユニットがある場合、夜間において 1 ユニットにつき 1 人以上の職員を配置している（ユニットは無い）	○
27-3	夜間における行動観察やケアができる体制（正規職員の配置等）がある	△
27-4	児童相談所の開庁時間以外の通告対応を一時保護施設で行う場合、そのために必要な職員を別途配置している	○
No. 28	職員の専門性及び質の向上のための取組を適切に行っているか	A
28-1	一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組を行っている	○
28-2	職員の専門性の向上を図るための計画的な取組を行っている	○
28-3	職員一人ひとりの育成に向けた取組を実施している	○
28-4	職員間での指導・育成を行う仕組みがある	○
28-5	職員が外部研修を受講している	○
No. 29	職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか	A
29-1	適正な就業状況を確保している	○
29-2	職員の健康管理を適切に行っている	○
29-3	職員が働きやすい職場環境づくりの取組を行っている	○
29-4	一時保護施設の業務特性を踏まえ、職員への支援体制を整えている	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）	
<p>（現状）</p> <p>○適正な組織運営にあたり職務分掌が明確に示され、判定保護課の課長、係長、児童心理司（各 1 名）の正規職員の配置及び会計年度任用職員（児童指導員、看護師、夜間等児童指導員、調理員等）の勤務体制による一時保護所の業務運営が行われています。</p> <p>○24 時間体制での一時保護所運営が実施され、夜間は、夜間等児童指導員（2 名体制）がシフトによる支援が行われています。</p> <p>○相談所組織として、相談支援課、判定保護課の課長によるスーパーバイズが実施され、日常業務の必要な職員への指導・育成等が行なわれております。</p> <p>（優れている点）</p>	

○相談部門と一時保護所が同一敷地の併設している事から関係性の良好な施設運営が行われていることから、こどもの各種の相談受付から行動診察、援助方針までの一連のつながり等、日常的な情報共有が円滑に行われ、入所のこども・保護者等への適切な対応を行う体制となっています。
○職員一人ひとりの育成に向けた取り組みとしてOJTが行われ、課長、係長によるスーパーバイズが行われ、職員の指導・育成を行っておられます。 県のストレスチェックも実施されています。
(改善が必要な点)
○夜間における行動観察やケアができる正規職員の配置体制に期待します。 そのための常勤職員の増員も検討下さい。
(今後の取り組みに関する提案)
○一時保護に従事される職員（会計年度任用職員含む）全てが、児童相談所の法・規範・倫理、運営・法令遵守等を守り、責任を持った外部対応が行われているものと地域社会の方々は、理解、期待しており、こどもの一時保護所の適切な組織運営に必要な必須研修の実施に期待します。特に会計年度任用職員の研修時間を持つための検討や工夫が必要と思われます。

3. 情報共有・関係者間連携

項目	評価項目	評価
No. 30	一時保護施設全体がチームとして運営できているか	A
30-1	職員間での情報共有や引継ぎ等の仕組みがある	○
30-2	職員間で共有・引継ぎする情報の内容は適切である	○
30-3	職員間のコミュニケーションが図られており、職員間で相互に補完している	○
No. 31	児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか	A
31-1	相談部門と密接な連携が保てる仕組みがある	○
31-2	こどもの入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と一時保護施設が十分な連携を図っている	○
No. 32	情報管理を適切に行っているか	A
32-1	個人情報等を適切に取り扱っている	○

32-2	情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っている	○
32-3	書類や記録等は適切に管理・更新をしている	○
32-4	法令で認められている場合以外において、こどもに関する情報を外部機関と共有する必要がある場合には、こどもや保護者の同意を得ている	○
32-5	情報管理に関する職員の理解を深め、取扱い等に関する方針を職員に周知する取組みを行っている	○
No. 33	ICT を活用した業務効率化の取組みを行っているか	A
33-1	こどもに関する記録等について、相談部門と一時保護施設が相互に確認できる環境がある	○
33-2	職員がいつでも記録作成等を行えるよう、必要な台数のパソコンを設置している	○
33-3	AI やモバイル端末の活用など、記録作成・管理等における職員の負担軽減のための取組みを進めている	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）	
<p>（現状）</p> <p>○こどもの様子等の記録はパソコン内に入力されており、職員間での情報共有・引き継ぎは適切に行われています。</p> <p>○業務に必要な情報共有には、対応記録、業務日誌、観察 日誌や措置記録、判定会議・支援方針会議記録等、多岐に渡る記録管理が実施されています。</p> <p>基本的には、島根県の適正な情報管理マニュアルに基づき、こども・家族等の個人情報保護と情報セキュリティ対策等の情報管理が実施されています。</p> <p>○各種の記録データは、データサーバーに蓄積（セキュリティ対策）管理され、個人が持ち歩けるUSB等は使用できない仕組みとなっています。</p> <p>○個人情報の紙ベース管理も行われていますが、施錠の効いた書庫への保管や定期的の破棄処分等が適切に実施されることとなっています。</p> <p>（優れている点）</p> <p>○相談部門と一時保護所が併設されており、日常の入所のこどもの日課や意見・要望や行動等の情報共有（相談部門の朝の会への参加や情報共有システム等）が円滑に実施され、相互に業務の遅延や齟齬の発生が縮小できる現状にあり、支援会議や判定会議</p>	

の討議に適正につながっています。

○夜間の観察日誌（観察内容等をグループチャットや紙ベースを引継ぎ後にパソコンで記録を残す）に基づき、引継ぎ申し送りが行われ、当日の業務スケジュールや仕事の任務の確認（ホワイトボードへの記載）も行われています。

（改善が必要な点）

○チームで働く意識が必要であり、職員一人ひとりお互いの良い所を伸ばし協力して働ける風通しの良い職場作りに今後も継続して取組まれる事に期待します。

（今後の取り組みに関する提案）

○A I やモバイル端末の活用など記録作成・管理等における職員の負担軽減に為の取り組みに向け今後も進めて行かれる事に期待します。

○夜間等の児童指導員（会計年度任用職員）の業務に対する経験や年齢の違い等による意識を統一するために、目的、目標にする指標である一時保護所の理念・基本方針等を改めて議論を重ねる等、24時間のこどもへの支援活動が切れ目なく実施するために、職員の誰もが共通の認識による、こどもへの最善の取り組みに向け、チーム連携の精神で対応されること期待します。

4. 関係機関との連携

項目	評価項目	評価
No. 34	医療機関と適切に連携しているか	A
34-1	必要な場面で医療機関からの協力が得られている	○
34-2	こどもの状況に応じ、医師、歯科医師、看護師、保健師等とのチームケアを行える体制がある	○
34-3	必要な場面で児童精神科医の協力が得られている	○
No. 35	警察等と適切に連携しているか	A
35-1	必要な場面で警察等からの協力が得られるよう日頃から連携している	○
35-2	警察等の面接等に当たっては、こどもの心身の負担が軽減されるよう、配慮が必要な事項やこどもの状況、意向等を踏まえて警察等と十分に調整を行い、必要に応じた助言や付添いを行っている	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）	
<p>（現状）</p> <p>○嘱託医は小児科と精神科の嘱託医がおられます。保護児童の嘱託医による定期の検診は設けておられませんが、児童相談所全体としては、月1回児童精神科嘱託医の相談日を設けており、必要に応じて保護児童の相談も受けてもらっています。</p> <p>○看護師を中心とした入所児童の健康管理、感染症予防・対策、健康教室等の対応に加えて、こどもの体調変化等への問診・検温・血圧測定及び緊急時の嘱託医との対応、一時保護所担当、相談支援課の相談等業務支援員との連携及び病院への同行等による適切な治療が行われています。</p> <p>（優れている点）</p> <p>○児童相談所への警察OB配置等による警察との面会や対応の発生時は、連携窓口としての調整によるこどもへの不安解消の説明等、安心して対応を行うための支援の実施が行われています。</p> <p>司法面接の際にこどもの不安軽減の為に助言等を頂かれます。</p> <p>（改善が必要な点）</p> <p>（今後の取り組みに関する提案）</p>	

第3部 一時保護施設における支援

1. 一時保護施設の運営

項目	評価項目	評価
No. 36	緊急保護を適切に行っているか	A
36-1	緊急保護ができる環境と体制が確保されている（居室の確保、夜間の保護の体制等）	○
No. 37	一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか	A
37-1	個々のこどもに合わせた生活の支援を行っている	○

37-2	日課は過密や暇すぎる構成ではなく、自由時間等とのバランスが取れている	○
37-3	役割や当番を設定する場合は、こどもに負担がないようにし、かつ達成感を感じられるよう、年齢や一人ひとりのこどもの状況に応じて設定している	○
37-4	一時保護施設での生活を通して、こどもの年齢や発達に合った基本的生活習慣が身につくよう支援している	○
37-5	こどもが一人になれる時間や場所がある	○
No. 38	レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか	A
38-1	こどもの好みやニーズに合ったレクリエーションプログラム、ゲーム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境を提供している	○
38-2	こどもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、こどもの希望に応じて参加できるよう配慮している	○
38-3	事故防止に留意しつつ野外活動等を行い、こどもの心身の安定化や体験活動の機会づくりに取り組んでいる	○
38-4	遊具や備品について定期的に点検している	○
No. 39	食事を適切に提供しているか	S
39-1	食事の安全・衛生を確保している	○
39-2	食事を適時適温で提供している	○
39-3	献立は変化に富み、こどもの健全な発育に必要な栄養量を含むものになっている	○
39-4	こどもの状況に応じた適切な食事量を提供している（おかわりができるか、摂取の強要等をしていないか）	○
39-5	食事アレルギーや宗教、文化、個々のこどもの状態等に対応した食事を提供している	○
39-6	こどもが食事を楽しめるための工夫を行っている	○
39-7	こどもに希望のメニューを聞いたり、こどもがメニューを選択する機会をつくっている	○
No. 40	こどもの入浴は適切か	A
40-1	入浴の回数や時間は適切である	○
40-2	入浴時間帯は適切である	○
40-3	こどもの希望や年齢等に配慮し、洗髪等入浴に必要な消耗品、備品を	○

	用意している	
No. 41	こどもの衣服を適切に提供しているか	A
41-1	衣服の清潔は保たれている	○
41-2	時間と場所に応じた適切な衣服を着用している	○
41-3	発達段階や好みに合わせてこども自身が衣服を選択できるようにしている	○
41-4	必要な場合に、適切な衣服を貸与できる	○
41-5	こどもが希望する場合には、私服の着用が可能である	○
41-6	下着を提供する場合は、新品を提供している	○
No. 42	こどもの睡眠は適切か	A
42-1	こどもの年齢や状況に応じた就寝・起床時間を設定している	○
42-2	部屋の明るさや室温などの睡眠環境が適切である	○
No. 43	こどもの健康管理を適切に行っているか	A
43-1	入所時にこどもの健康状態を把握している	○
43-2	こどもの健康状態を適切に把握している	○
43-3	こどもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っている	○
43-4	健康状態や医療処置について、必要に応じて児童相談所や保護者へ連絡等を行う体制がある	○
No. 44	こどもの教育・学習支援を適切に行っているか	A
44-1	こどもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っている（ICTの活用等を含む）	○
44-2	学習指導は適切な資格および経験を有する職員により行われている	○
44-3	在籍校との連携を図っている	
44-4	通学を希望するこどもについては、通学支援やリモート授業等を実施している	○
No. 45	無断外出を行うこどもに対して適切な対応を行っているか	A
45-1	こどもが無断外出を行った場合に、危険な建物の構造になっていない	○
45-2	無断外出があった場合の対応は、マニュアル等により明確になっている	○
45-3	無断外出を行う可能性がある場合には、その背景のアセスメントを実施している	○
45-4	無断外出が発生した場合に、無断外出をしたこどもに対して、理由等について話を丁寧に聞く等適切な対応を行っている	○
45-5	無断外出があった場合には、そのこども以外に対しても適切な対応を	○

	行っている	
No. 46	未就学児に対して適切な保育を行っているか	B
46-1	発達の個人差や生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育を行っている	○
46-2	未就学児のための生活の場所と、年齢に応じた適切な保育を保障している	△

現状と課題（良い点、改善が必要な点）	
<p>（現状）</p> <p>○24時間のこどもの受入体制が整備されており、入所者がいない場合でも夜間児童指導員は配置（1名）して一時保護事業の運営が行われています。</p> <p>また、一時保護（緊急時含む）のマニュアルが作成され、健康状況の把握の実施、専門医の診察・検査が必要なケースは、こどもや保護者等の同意を得て、医療機関に受診する等の配慮が行われています。</p> <p>○一時保護所生活における日課の決定に向け、こども（年齢に即応）の生活リズム（起床、就寝時間の設定）に配慮し、心理面やコミュニケーション状況、生活習慣、学習等を通じた行動観察（一時保護所での観察会議の実施）を心理司との情報共有を図り判定会議へつなぎ、こどもの状況に即した柔軟な支援・指導が行われています。</p> <p>○判定会議（社会診断、心理診断、医学診断、行動診断等）に於けるこどもの無断外出等の可能性も検証され、援助方針が策定される等の支援が行われています。</p> <p>無断外出があった場合は、マニュアルのこどもの身体と命を守ることを基本にした対応が行われています。</p> <p>○バスケットやバトミントン、卓球ができる室内運動スペースや屋外の運動スペースが確保されています。遊具や備品等の定期点検も行われています。</p> <p>○こども達が自由時間に過ごせるスペース（DVD鑑賞、ボードゲームができる娛樂室や共有の学習室・食堂等）の確保に加えて、一時保護所活動計画（年間）が策定され、保護所活動（学習、所内行事、折り紙、レクリエーション等）計画が作成され、自由に参加出来るようになっています。</p> <p>○学習面に於いては教員免許のある専任の学習指導員が配置され、個々の状況に応じて午前中学習されています。</p>	

○緊急時の衣服のこどもへの貸し出しや新品の下着の提供が行われており、共同生活の場であることから私服等は、余りにも露出過ぎるものは丁寧な対応等による理解を深める取り組みが行われています。

○食事は、調理員の1ヶ月分（一週間の献立表が掲示）作成され、看護師による食べることの大切さ等をこどもへの丁寧な説明が行われています。

また、行事食や季節の食材を活用した安全に気を付けた食事が提供され、食物アレルギー等は、入所時にケースワーカー等からの事前の情報共有が図られています。

（優れている点）

○調理専任の調理員が配置され、こどもの希望・要望の聴き取りによる食事メニューの検討、手作りによる朝・昼・夜の3食調理の実施、一時保護職員による食事前の検食の実施や残食チェック等、家庭的な温かみのある環境の中、適温の食事提供が行われています。

（改善が必要な点）

○未就学児、特に乳幼児は乳児院や里親に委託を依頼されています。保育士の職員配置がなく、未就学児への適切な保育に対応する保障は充分に対応できない現状です。

○在籍校への通学支援ついて、管轄が広域である事もありますが、実施されるケースがあまりみられません。

こどもの意向確認を含め対応できる体制作りに期待します。

（今後の取り組みに関する提案）

○乳幼児への家庭内虐待も後を絶ちません。乳幼児の一時保護に対してのマニュアル整備や対応方法についても4一時保護所に置いて検討される事に期待します。

○在籍校への通学支援ついて対応可能な職員体制として、正規職員の増員の検討に取組まれる事に期待します。

○国、地方行政やこどもに関わる全ての団体や関係機関が子どもの命と暮らしを守り、育てる活動に向けた取り組みを再構築するための児童相談所からの地域への情報発信を期待します。

2. アセスメント・支援方針

項目	評価項目	評価
----	------	----

No. 47	こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか	A
47-1	一時保護を行う時点で相談部門が把握しているこどもの家庭の状況や心身の状況、性格、成長・発達等の状況を、一時保護施設と十分に共有している	○
47-2	一時保護期間を通じ、新たに把握したこどもや家庭の状況等の情報を共有している	○
No. 48	一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか	A
48-1	こどもの全生活場面について行動観察を行っている	○
48-2	こどもの行動観察の結果を記録している	○
48-3	行動観察の視点には、こどもの課題だけでなく、ストレングス等も含まれている	○
No. 49	行動観察を基に適切な行動診断を行っているか	A
49-1	観察会議を適切な頻度（原則として週 1 回）で実施し、こどもの観察結果の検討・とりまとめを適切に行っている	○
49-2	観察会議に担当児童福祉司や児童心理司等が参加している	○
No. 50	行動診断や援助指針（援助方針）に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか	A
50-1	行動診断や援助指針（援助方針）に基づく支援方針を職員間で共有している	○
50-2	支援方針に基づく個別ケアを大前提としたこどもの養育・支援を行っている	○
50-3	一時保護解除後を見据えた支援を行っている	○
No. 51	総合的なアセスメントや援助指針（援助方針）の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか	○
51-1	チームで情報共有しながらアセスメントを行っている	○
51-2	総合的なアセスメントに基づく援助指針（援助方針）を策定している	○
51-3	援助方針会議に一時保護施設職員が出席している	○
No. 52	一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針（援助方針）の見直しの提案を行っているか	A
52-1	こどもの変化に応じた支援を行っている	○
52-2	適切な期間の保護となるよう、こどもの状況を踏まえ、保護解除のタイミングや方針について相談部門に意見を伝えている	○
No. 53	親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する	○

	る情報提供等を適切に行っているか	
53-1	こどもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っている	○
53-2	こどもに対して行った情報提供や説明の内容について関係者間で共有している	○
53-3	親子関係再構築支援に関する児童相談所内での検討に一時保護施設職員が参画している	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）
<p>（現状）</p> <p>○児童相談所と併設された一時保護所の運営の強みを発揮して、相談支援課のケースワーカー等）、判定保護課判定係（児童心理司）が一時保護所の朝の引継ぎや観察会議（毎週）へ同席し情報共有が行なわれています。</p> <p>○児童相談システムの検証、活用等、こどもの行動観察や家庭環境の状況等の情報共有を適切に行う等のこどもへの支援が行われています。</p> <p>○こども観察は、長所や課題等の両面を意識した観察記録が作成され、相談部門との共有を図る等の判定会議の場に提供され、援助支援方針等の検証や支援方針の決定が行われています。</p> <p>○こどもの不安な気持ちは記録し、保護解除のタイミングや委託養護施設・里親等への引継ぎ等への対応についても一時保護所として必要であれば参加が行われています。</p> <p>（優れている点）</p> <p>○日中、夜間（夜間等児童指導員）のこどもの生活記録（援助内容、行動観察等）がパソコン記録による保護業務記録や児童観察日誌として、朝夕に確実な引継ぎ申し送りが実施され、切れ目のない24時間体制の一時保護所が運営されています。</p> <p>○こどもの日常生活の現状（生活態度、言動、行動、対人関係等）が行動観察記録として作成され、組織全体の情報共有を図る等の取り組みが行われています。</p> <p>（改善が必要な点）</p> <p>○こどもの行動観察記録は、こどもが安心して生活できる環境が整えられていることが基本であり、こどもが自分の表現や意見、生活態度を深掘する重要なアセスメントとなります。</p>

入所時のこども、家庭等に関する多様な情報等の先入観を持たずに、こどもの日常生活の姿を客観的に観察することの難しさを克服するために、誰が見ても同じに認められる客観性の確認等を組織内で共通する意識統一も必要となります。

(今後の取り組みに関する提案)

○判定の為の資料として活かされるよう、記録の振り返りを充分に行い、主訴に対して記録の視点はぶれてないか、記録を情報共有し判断できているか等、一時保護所として作成した援助方針をチームとして情報共有され、こどもたちが自らSOSが出せるような支援になるよう取り組まれる事に期待します。

○行動観察記録の振り返り（昼間・夜間）を実施する等、常に職員間の共通意識を継続した取り組みに期待致します。

3. 子ども個別の特性や課題等への対応

No. 54	こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか	A
54-1	性的な問題を有するこどもの受入れ時には、多職種によるカンファレンスを行っている	○
54-2	こどもの問題に応じた包括的性教育等の支援を行っている	○
54-3	一時保護施設のこどもの中で性的問題行動が起きた場合には、適切な対応を行っている	○
54-4	P T S Dの症状や本人からの訴えがある場合は、迅速に児童福祉司、児童心理司、医師、看護師、保健師等に報告し、適切な対応を行っている	○
No. 55	他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか	○
55-1	他害や破壊行動、自傷等の行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施している	○
55-2	アセスメントに基づく対応方針に応じたケアを行っている	○
55-3	他害や破壊行動、自傷等の行動があった場合の本人への対応と他児へのケア等が明確になっている	○
No. 56	重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか	B
56-1	一定の重大事件に係る触法少年と思料されるこどもの一時保護にあたって、支援体制の確保を行っている	△
56-2	重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室を確保している	△
56-3	重大事件に係る触法少年の一時保護を行う場合には、他児との関係に	△

	関する配慮を行っている	
No. 57	障害児（発達障害、知的障害、身体障害等）を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか	B
57-1	障害特性に応じた必要な支援が行える環境・体制がある	○
57-2	障害特性に応じたケアを行っている	△
57-3	周りのこどもが障害について理解できるような取り組みを行っている	△
No. 58	健康上配慮が必要なこどもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか	A
58-1	健康上配慮が必要なこどもの状態に応じて、必要な支援が行える環境・体制がある	○
58-2	健康上配慮が必要なこどもの状態に応じたケアや医療行為を行っている	○
58-3	服薬管理を適切に行っている	○
58-4	誤薬防止策を講じている	○
現状と課題（良い点、改善が必要な点）		
<p>（現状）</p> <p>○性的な問題を有するこどもの受入れ時には、保健師・児童心理司・医師（囑託）等による多職種によるカンファレンスの実施による支援方針が共有された支援が行われています。</p> <p>○特別なケアが必要なこどもには児童心理司を中心にケースワーカー・医師・看護師等による連携した対応が行われています。</p> <p>○重大事件に係わる触法少年の司法の結果が出るまでの支援や破壊行為、自傷・他傷行為、無断外出等の可能性を秘める等の不安定なこどもへの「個別対応実施計画書」が作成され、相談支援課（ケースワーカー等）、判定保護課判定係（児童心理司）、昼間・夜間等指導員等の行動観察等の共有を深めた取り組みが行われています。</p> <p>○発達障害児に対しては、職員（一時保護所正規職員）への「精神・発達障害への配慮と支援」の研修が実施され、知識習得に努められ、現場では、児童心理司からの支援による対応が行われています。</p> <p>（優れている点）</p> <p>○今年から看護師の配置が行われ看護師を中心に服薬管理も行われ、一時保護所事務室の服薬カレンダー等の活用による誤薬の発生がないよう管理されています。</p>		

また、必要時にはアレルギー児へのエピペン対応、インシュリン投与も対応等も行われています。

（改善が必要な点）

○重大事件に係る触法少年に対する支援体制はありますが、県内の統一的に明文化されたマニュアルの作成、県内の他の児童相談所・一時保護との連携（空き部屋への対応等）の検討に期待します。

○障害のあるこどもに対してもそれぞれの障害特性の違いがあるので、外部施設へ委託入所依頼も想定されますが、特性に応じた支援（援助内容）方針等のマニュアルの作成等に期待します。

（今後の取り組みに関する提案）

○一時保護される必要のあるこどもの様々な状況に応じた適切な対応ができ、こどもが安心・安全に過ごすことができるように体制の整備を望みます。

○触法成年、障害特性の多様化、乳幼児（０歳～２歳児等）の未就学児等、一時保護される必要のあるこどもの様々な状況に応じた適切な対応ができ、こどもが安心・安全に過ごすことができるように環境や体制の整備（委託先含む）に期待します。

４．一時保護施設からの退所に向けた支援

No. 59	一時保護施設からの退所に向けて、こどもに対して必要な支援を行っているか	A
59-1	一時保護解除を伝える時期について、こどもの状況等を踏まえ十分に配慮している	○
59-2	里親委託や施設入所等に移行するこどもには、新たな養育場所に関する情報を伝えたり、心のケア等を行っている	○
59-3	一時保護解除後も引き続き児童相談所に相談できることや、相談や支援をしていくことをわかりやすく伝えている	○
59-4	こどもの年齢に応じ、一時保護解除後の SOS の出し方についてこどもに伝えている	○
No. 60	一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか	A
60-1	家庭引き取りの場合、一時保護中に得られたこどもに関する情報を保	○

	護者へ適切に引き継いでいる	
60-2	施設入所や里親等委託の場合、一時保護中に得られたこどもに関する情報を施設や里親等に適切に引き継いでいる	○
60-3	一時保護解除後に相談部門から要請があった場合には、情報提供や説明等の必要な対応を行っている	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）	
<p>（現状）</p> <p>○一時保護所の解除は、こどもの最善の利益を重要視され、保護中相談部門と一時保護所が情報共有を図りながら、判定会議等での多角的な評価され、一時保護所解除、延長、他施設委託、里親委託等の対応が行われています。</p> <p>施設入所や里親の場合は、こどもの理解や納得を得るために児童福祉を中心とした事前の委託先への施設訪問等への協力も行われています。</p> <p>○こどもの意思を尊重するために、解除後の生活環境（意見・要望、意思等）の意思調査を実施する等、安全な環境を確保した上で、こどもの思いを尊重した対応が行われています。</p> <p>○委託施設（里親含む）等の場合は、こどもの理解や納得を得るために相談支援課（ケースワーカー等）を中心とした事前の委託先施設（里親含む）への訪問等で必要な場合の対応が行われています。</p> <p>○一時保護所解除後においても「一時保護所のしおり」、「困ったことがあれば、電話や手紙で相談できる」（権利ノート）の再説明を行う等、児童相談所へはいつでも気軽に連絡を貰いたい旨の説明が行われています。</p> <p>（優れている点）</p> <p>○相談支援課（ケースワーカー等）との連携が一時保護期間中に十分図られていることから家庭への移行や委託先施設（里親）等への引継ぎ情報も適切に伝えられています。</p> <p>（改善が必要な点）</p> <p>○保護中や退所後のこどもに対しては、ＳＯＳの出し方の説明等が行なわれていますが、実際に困った時のＳＯＳの出し方、やり方等の具体的で実践的な支援に期待します。</p>	

（今後の取り組みに関する提案）

○委託先施設（里親）等へ移行後に於いてのアフターフォローにおいて、児童相談所での援助（支援）方針等の内容等の検証を定期に実施する等の取り組みによる多様な特性等のケーススタディを積み上げる等、一時保護所内での行動観察状況と委託先での日常生活の整合性等につなげた支援（援助）を行う等、更なる一時保護所における子どもへの行動観察等の質の向上に努められることに期待します。

第4部 一時保護施設の管理運営

1. 安全管理

No. 61	一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等（安全計画、業務継続計画等）にして明確になっているか	A
61-1	マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制がある	○
61-2	マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組みを行っている	○
61-3	マニュアル等の内容に基づき、運営・対応等が行えていることを確認する仕組みがある	○
61-4	マニュアル等の内容について見直し等を行っている	○
No. 62	こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか	A
62-1	こどもの事故やケガを防ぐための対策を講じている	○
62-2	こどもの事故やケガが発生した場合の対応が明確になっている	○
62-3	こどもの事故やケガが発生した場合、その原因の検証や対応策の検討を行う等、再発防止に取り組んでいる	○
No. 63	災害発生時の対応は明確になっているか	A
63-1	火災等の非常災害に備え、マニュアルや具体的な避難計画を作成している	○
63-2	避難訓練を毎月1回以上実施している	○
63-3	日頃から消防署や警察署、病院等、関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速かつ適切な協力が得られるように努めている	○
No. 64	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
64-1	感染症の発生を防ぐための対策を講じている	○
64-2	感染症が発生した場合に、二次感染防止等の対応が明確になっている	○
No. 65	一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか	A
65-1	一時保護期間中、こどもの私物については、記名しておく等、紛失しないよう配慮している	○

65-2	こどもが所持すべきではないものや明らかにこどもの私物でないものがあつた場合には、適切に保管もしくは返還等を行っている	○
65-3	こどもの私物は一時保護解除時に返還している	○
65-4	こども以外の者への返還は適切に行っている	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）	
<p>（現状）</p> <p>○児童相談所の運営の事業計画である児童相談所運営方針（基本姿勢、共通事項、重点事項）に加えて、各種マニュアル（一時保護所マニュアル）が明文化され、職員への周知を図り事業の運営が行われています。</p> <p>○児童相談所全体では、BCP（事業継続計画）及び消防計画等の策定による防災（避難・消火）訓練（年2回）が実施され、一時保護所では、毎月の自衛消防訓練を（火災、地震を想定）実施する等、緊急事態の発生時の意識や動作を適切に行うための取り組みが行われています。</p> <p>○安全点検実施要領（遊具安全点検簿）に基づき、年に一回の遊具点検の実施に加え、日常の業務運営におけるヒヤリハット、インシデント情報も収集され、危険予知の対応に活用されています。</p> <p>○こども日常生活でのケガや事故の場合は、看護師を中心とした関係医療機関（嘱託医含む）と連携した対応が行われています。</p> <p>○感染症対策（インフルエンザ、コロナ、ノロウイルス等）としてのマニュアルが策定されており、それに基づいた支援が行われています。感染症発症時は、静養室が無いことから居室での静養となり、隔離が難しい状況も発生していますが、空き室の利用等でこれまで乗り切っておられます。</p> <p>○一時保護入所時において、こどもの「所持品保管台帳」が作成され、携帯電話（スマートフォン）、パソコン、ゲーム機、危険物等は、預り物として施設内では使用できないので、ロッカー（施錠）へ保管され、一時保護所の解除時に「返還確認書」による返納、預かり金がある場合は、「預り金変換受領書」が作成され、一時保護所の解除時に「預り金処理確認書」等による返還等、適切に処理が行われております。</p> <p>（優れている点）</p>	

○一時保護所に入所するこどものケガ、病気対応策として保護係（今年から看護師配置）等を中心に受診券の発行、管理、受診への同行等が行なわれています。

（改善が必要な点）

○法改正や業務改善等への対応として、各種マニュアルの定期の点検による見直しを図り、職員への勉強会の実施等に期待します。（周知等を会議記録に残す等）

（今後の取り組みに関する提案）

○島根県の就業規則、倫理規程等に加えて、島根県内の一時保護所の各種運営マニュアル（業務運営、安全管理等）に分野単位に区分する等による新人職員や会計年度職員の即戦力に活用できる等の編集が有効と考えます。

また、島根県内の一時保護所のマニュアルの統一化による保護所間の連携の有効性に加えたそれぞれの一時保護所において、地域特性を追加付加する等による業務運営の手順の作成に向けた取り組みに期待します。

2. 施設運営計画

No. 66	一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	A
66-1	事業画を策定している	○
66-2	事業計画に基づく取り組みを実施している	○
66-3	事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがある	△
66-4	策定にあたって、こどもや職員の意見を反映できる仕組みがある	○
No. 67	一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか	A
67-1	自己評価を定期的に行っている	△
67-2	外部評価を定期的に行っている	○
67-3	自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取り組みを行っている	○
67-4	職員間での共有や職員一体となった取り組みを行っている	○
67-5	こどもや保護者からの意見・要望・苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口設置等の必要な措置を講じている	○

現状と課題（良い点、改善が必要な点）

（現状）

○児童相談所の事業計画として、毎年「出雲児童相談所運営方針」が策定され、施設と

しての基本理念、運営方針が明文化による児童相談所全体の共通事項、担当部門別の個別事項が明記され、判定保護課の一時保護所の運営について、事業方針が示されています。

○事業計画や研修計画等の評価（振り返り等）は、毎月の業務実績の取りまとめやその検証に加えて、年度末に一時保護所内の会議において、職員間での振り返りや討議（意見、要望等）を行い次年度の事業方針に反映されています。

○一時保護所の更なる質の向上に向けた福祉サービス第三者評価の受審が継続的に行われています。

（優れている点）

○出雲児童相談所方針の共通事項として、組織の「課やスタッフの枠を越えた協力体制により業務の推進を図る」が示され、一時保護所（判定保護課）の夜間等児童指導員、日中支援の児童指導員等の業務引継ぎ（朝の会）へ、相談支援課（ケースワーカー）、判定保護課判定係（児童心理司）が同席して、こども（家庭等）や委託先、就学、その他の相互に必要な情報の共有を図る等、こどもへの支援が円滑で齟齬が発生しないための取り組みが行われています。

○情報化による児童相談システム等により部門間で相互に各種の作業記録が検索でき、更には、緊急時（重要な情報等）のグループチャットを使用しチームの可視化による効率的な業務遂行が進められています。

（改善が必要な点）

○一時保護所に於いては会計年度任用職員の方が多く勤務されており、経験豊富な方がほとんどですが、シフト勤務という事もあり職員全員での振り返りや研修の場を持つことが難しい状況ですが、全職員が振り返りや県での機会を持たれる事に期待します。

○組織の事業計画（当年度の運営方針）に対する、職員（職能、職級単位）の事業目標（職務分掌表）による役割・機能が明確にされていますが、定量的な目標設定が不透明であることから業務に対する自己評価（職員個々）が難しい状況も見られます。自己評価指標等を明確に示すことが必要と考えます。

（今後の取り組みに関する提案）

○上長による職員への面談等による出雲児童相談所の運営方針（共通、個別、一時保護所事項等）の中から職員一人ひとりの年間の業務目標を設定して、達成度の自己評価（良かった点、課題が残った点等）の振り返りを共有し、必要な指導・アドバイス（業

務スキル向上に向けた研修要望等への次年度計画へ反映する等含む）によるこどもへの支援の質の向上に向けた取り組みに期待します。